

船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル評価基準

1. 評価の方法

評価は、「面接審査」「順位づけ判定」により行う。

2. 面接審査(プレゼンテーション)

面接審査を行い、提出された提案書と合わせて最終の審査結果とする。

最終の審査結果において、最終順位が1位の参加事業者を受託候補者とする。

3. 評価基準

提出された書類及びプレゼンテーションについて、裏面の項目ごとに判定する。

大項目	小項目	評価対象	評価基準	仕様書の項目	配点	
1.事業者の妥当性(参加申込書)	法人概要(10点)	法人概要・実績	・財政状況・組織体制・経歴が本事業を安定的・継続的に運営できる法人であると判断できるか。 ・本事業と同内容または類似する業務の実績があり、安定した事業の実施に十分な経験を有しているか。 ・これまでの公共事業受託実績から、公共事業受託者としての役割・立場を理解して業務を遂行できるか。		10点	
2.企画提案内容	基本方針(70点)	業務目的・内容の理解	・小中学校の不登校の状況や本市の支援制度を認識しているか。 ・不登校児童生徒及びその保護者の現状を理解し、本事業において事業者が担うべき役割を理解しているか。 ・不登校児童生徒及びその保護者への支援に対する考え方は適切か。 ・社会的自立の考え方と実際の支援方法との整合性がとれているか。	1. 4.	20点	
		運営体制	・本事業を安全かつ安定的に実施できる運営体制か。 ・実施日及び実施日数は適切に設定されているか。 ・在籍校との連携・連絡が円滑に実施できる体制になっているか。	4.(4) 5.6. 9.(4)	20点	
		人材配置	・不登校児童生徒及びその保護者の対応を行う支援相談員の配置数及びスキル(経験・実績・知識・熱意)は本事業の目的を十分に達成できるものとなっているか。 ・不登校児童生徒の実態・実情及び保護者のニーズに応じた助言等が適切に行えるよう、支援相談員の資質向上のための研修が実施できるか。 ・配置職員の採用・研修が計画的かつ適切に実施できるか。 ・支援相談員に対し、十分なサポート体制が構築できるか。	1. 6.(1)	30点	
	保護者への支援(50点)	相談対応	・相談を受けた際の対応方針、支援の実施方法等について、相談者が抱える悩みに寄り添った支援ができるか。 ・相談方法は、利便性の高い複数の方法で提案されているか。 ・相談場所・相談時間は相談者に配慮されているか。	4.(1)	30点	
		保護者会の開催	・保護者会の開催方法は、保護者同士の交流や情報交換の場として有効な内容になっているか。 ・保護者にとって効果的と認められる独自の支援の提案があるか。	4.(1) 4.(5)	20点	
	不登校児童生徒への支援(70点)	相談対応	・不登校児童生徒の悩みや希望に応じた助言や支援が適切に行えるか。 ・様々な困りごとや悩み事をいつでも気軽に相談しやすい体制となっているか。 ・相談方法は、利便性の高い複数の方法で提案されているか。	4.(2). ア	20点	
		居場所の提供	・不登校児童生徒が安心して通える居場所となるよう、居場所の過ごし方に対する考え方は適切か。 ・不登校児童生徒の状態や心理段階に応じた支援の工夫があるか。 ・居場所における利用者同士の交流の考え方や支援が不登校児童生徒の心理状況に配慮されているか。 ・提案される支援内容が、不登校児童生徒にとって不登校状況の改善や本事業の目的を達成できるような有効な方策となっているか。	4.(2). イ 4.(5)	30点	
		生活習慣の支援及び体験活動等の提供	・健康管理や身だしなみ、挨拶や他人との接し方等に関する支援が不登校児童生徒に適したものとなっているか。 ・不登校児童生徒にとって効果的であると認められる体験活動等の提案があるか。提案された体験活動は実施時期・時間・場所の設定が適切か。	4.(2). ウ・エ	20点	
		個人情報の管理体制(10点)	個人情報保護・管理の取組	・個人情報の取り扱いに関してガイドラインを策定し、適切かつ安全に情報管理ができる体制が整えられているか。 ・オンライン申請等の体制はセキュリティに配慮されているか。	10. 13.	10点
		効果検証(10点)	効果検証	・本事業の目的に沿った指標設定及び効果検証方法が提案されているか。具体的で実現可能な方法であるか。	5.(5)	10点
3.見積額(10点)	見積書	見積書	見積額の最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額の最も低かった事業者の見積額(A)を、当該事業者の見積額(B)で除して得た数値(A÷B)に、配点(10点)を乗じて得た数値を得点とする(小数点以下四捨五入)		10点	
総合得点					230点	

評価対象の項目ごとにA～Eの5段階で評価し、採点については、配点に下記の率を乗じて採点する。

評価区分	A.特に優れている	B.優れている	C.普通	D.やや劣る	E.劣る
得点割合	100%	80%	60%	40%	20%

◇順位づけ判定

評価委員ごとに、評価項目点の合計が高い順に順位を付し、順位を順位点とする。(例 1位=1点、2位=2点)評価委員全員の順位点を合計し、順位点の合計が1番低い応募者を候補者とする。順位点の合計が同点の場合、1位の獲得数が多いものから上位とする。なお、1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多いものを上位とする。

順位決定方法(例)

	A 事業者		B 事業者		C 事業者	
	採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員1	160	3位	170	2位	200	1位
委員2	170	3位	210	1位	200	2位
委員3	150	3位	200	1位	180	2位
委員4	200	1位	160	3位	170	2位
委員5	190	1位	180	2位	160	3位
順位点数	11点		9点		10点	
最終順位	3位		1位		2位	